

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月27日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区中島町3番25号
氏名	日本建設株式会社 広島支店 支店長代行 本村 辰己
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-504-7570
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本建設株式会社 広島支店
事業場の所在地	広島市中区中島町3番25号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 ￥2,618,745,000-(前年度実績)
③従業員数	15名(広島支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	再生処理業者へ委託 ・がれき類→再生砕石として再資源化 ・建設汚泥→再生土として再資源化 ・木くず→チップ・堆肥として再資源化 ・混合物→最終処分業者に委託して、埋立処分 ・廃プラスチック類→RPF燃料・原料として再資源化

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥	11	10.56									11	10.56	0	0	11	10.56				
建設汚泥(残土を除く)	887.7	852.192									887.7	852.192	887.7	976.47	887.7	852.192				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	82.515	79.214									82.515	79.214	3	3.3	82.515	79.214				
紙くず	53.795	51.643									53.795	51.643	0	0	53.795	51.643				
木くず	72.463	69.564									72.463	69.564	3	3.3	72.463	69.564				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	33.222	31.893									33.222	31.893	0	0	33.222	31.893				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	17.4	16.704									17.4	16.704	2	2.2	17.4	16.704				
鋳さい																				
廃石膏ボード	65.89	63.254									65.89	63.254	1	1.1	65.89	63.254				
がれき類	82.44	79.142									82.44	79.142	2	2.2	82.44	79.142				
コンクリート塊	83.796	80.444									83.796	80.444	13.5	14.85	83.796	80.444				
アスファルト・コンクリート塊	42.468	40.769									42.468	40.769	0	0	42.468	40.769				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
安定型建設混合廃棄物	0	0									0	0	0	0	0	0				
管理型建設混合廃棄物																				
石綿含有(ガラス、コンクリート、陶磁器くず、ケイカル類)	0	0									0	0	0	0	0	0				
石綿含有廃プラスチック類																				
蛍光灯																				
合計	1432.689	1375.379	0	0	0	0	0	0	0	0	1432.689	1375.379	912.2	1003.42	1432.689	1375.379	0	0	0	0

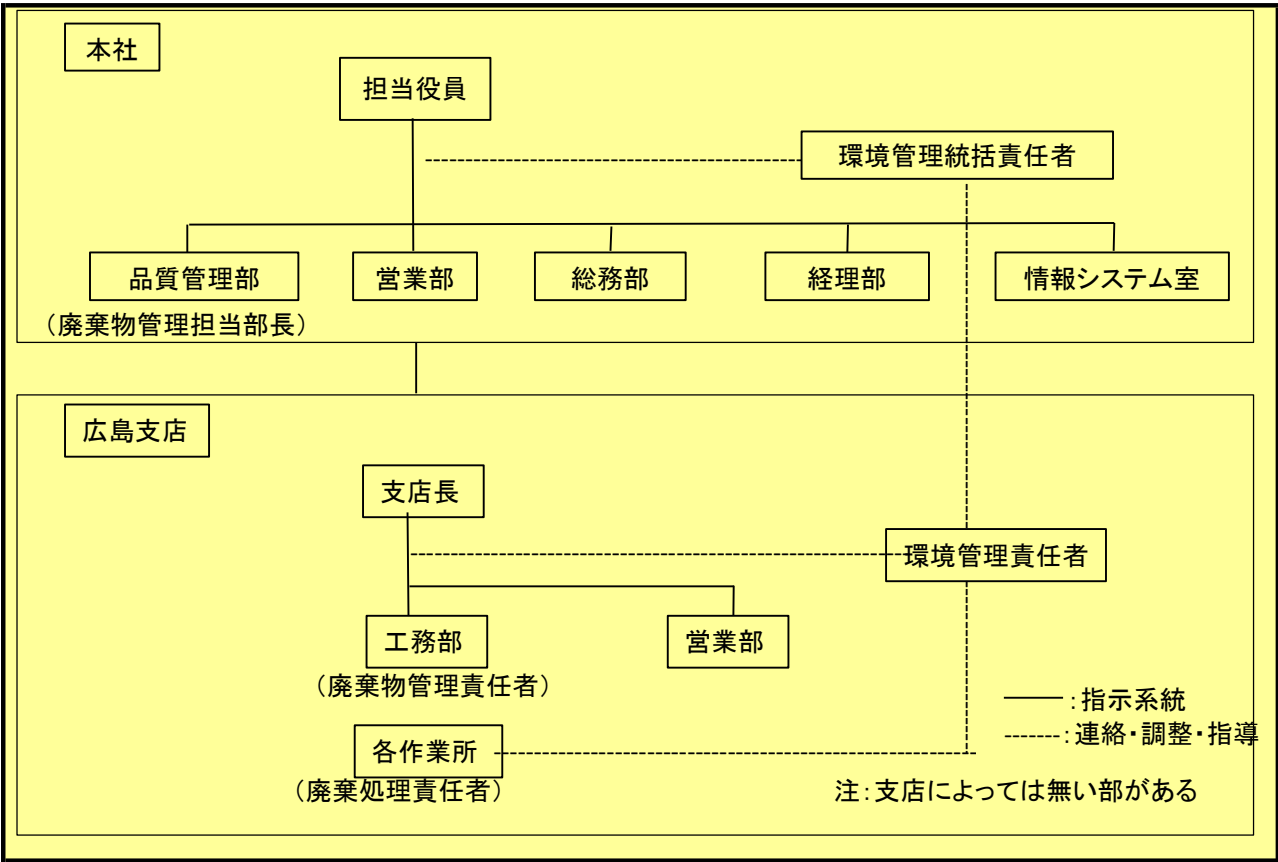
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	◇必要以上の取り壊し作業等を抑制し、産業廃棄物量の低下を図る ◇環境への悪影響を少しでも減らす努力をする ◇分別の徹底により、有価物として回収される量を増やす
②計画 (今後実施する予定の取組)	◇今後は今まで同様、またはそれ以上の抑制に努める ◇環境への悪影響を少しでも減らす努力をする ◇これまで以上に企業や個人が分別の意識を徹底し、有価物として回収される量を増やす

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	各現場で種類ごとに分別。 廃プラ・硝子陶磁器・がれき ⇒ 破碎/圧縮→再利用又は安定型埋立 紙くず・木くず・金属くず ⇒ 破碎/圧縮→再利用 コンクリート・アスファルト塊 ⇒ 破碎/再利用 蛍光灯 ⇒ 分解・特殊ブロー・水銀除去→破碎→酸洗・蒸留→再利用 汚泥 ⇒ 改良→再利用 再資源施設→製品化
②計画 (今後、分別する予定の産業廃 棄物の種類及び分別に関する取 組)	今後もこれまでと同様、取り組みを行う。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	◇現在再生処理業者と適正な委託契約を締結している。 ◇マニフェストによる管理と記録を徹底し、処理状況の向上を図る。 ◇可能な限りの努力をし、再生利用、再資源化に繋がる業者を選定するよう心掛ける。
②計画 (今後実施する予定の取組)	◇今後も今まで同様、再生処理業者と適正な委託契約を締結する。 ◇今後もマニフェストによる管理と記録の保存を徹底する努力を怠らない。 ◇優良認定処理業者への委託に努める。